

存立事態(仮称)における国以外の者(地方公共団体及び民間事業者)の協力

○ 関連条文

● 周辺事態法（抄）

（国以外の者による協力等）

第九条 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。

3 政府は、前二項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

● 武力攻撃事態対処法（抄）

（武力攻撃事態等への対処に関する基本理念）

第三条

4 武力攻撃事態等への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。この場合において、日本国憲法第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

○ 地方公共団体・業界団体等への説明実績（有事関連7法制定時）

【政府の動き】

2002年 4月 有事関連3法閣議決定

2003年 6月 有事関連3法成立

2004年 3月 有事関連7法案閣議決定
6月 有事関連7法成立

【地方公共団体等への説明】

2003年 1月 地方公共団体(全国知事会・全国市長会等)に説明開始
2月 民間事業者等(各種業界団体・日本労働組合総連合会等)に説明開始

(その後、継続的に説明を実施)